

社会福祉法人  
秋田県民生協会

AKITAKEN  
MINSEIKYOKAI

秋田県民生協会の6つの基本

- 1 利用者の皆様が可能な限り地域において生活できるように支援します。
- 2 利用者の皆様一人ひとりが尊厳をもって、その人らしい自立した生活ができるように支援します。
- 3 利用者の皆様本人とともに、より良い施設サービスを計画します。
- 4 健康の維持管理に努め、生活の質を高めるために環境を整えます。
- 5 事業の透明性を図り、情報公開をします。
- 6 私たちは地域公益活動を積極的に行います。

女性活躍推進企業  
「えるぼし」認定マーク取得

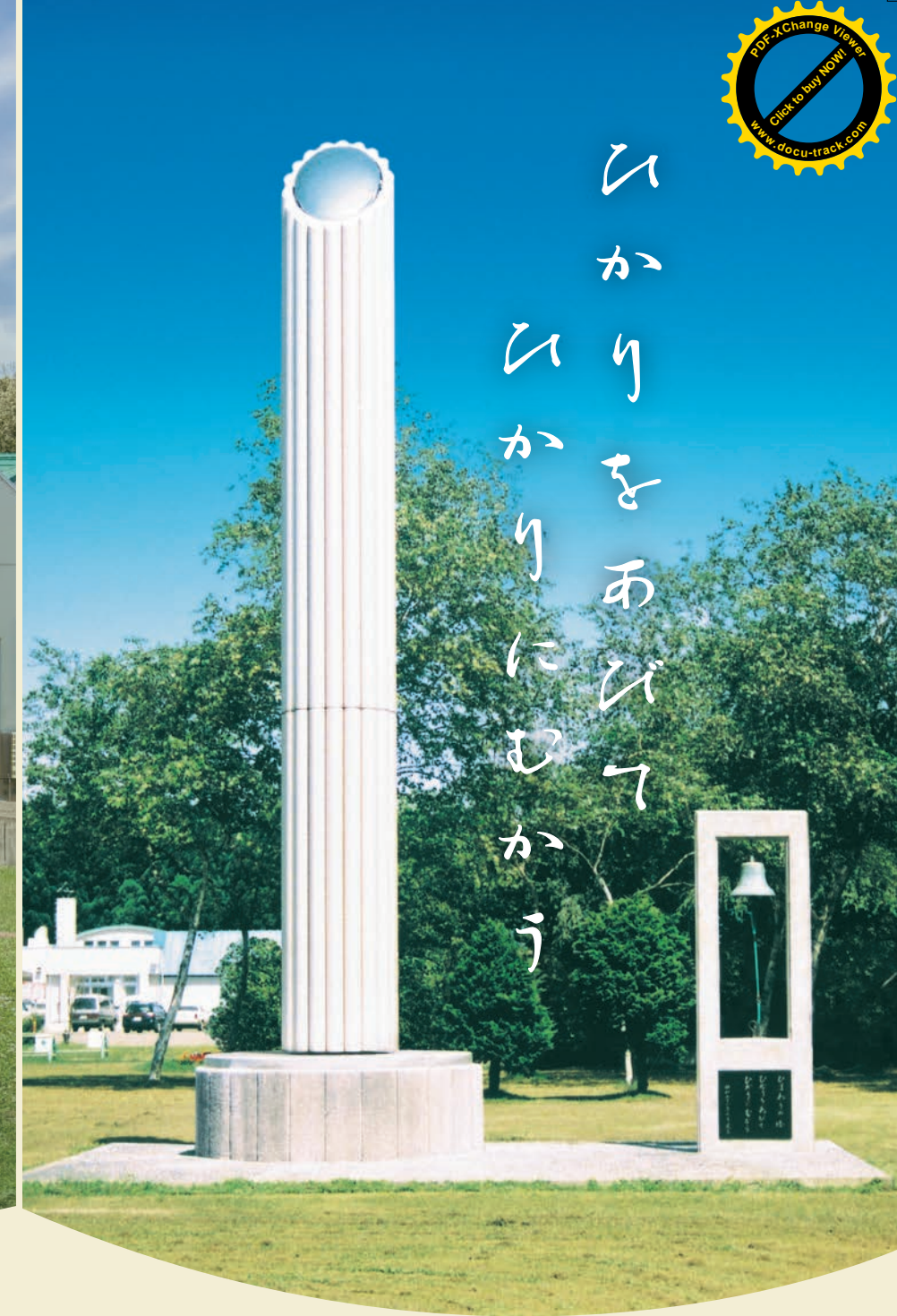
令和2年1月9日、厚生労働大臣から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく女性活躍推進企業として認定を受けました。



秋田県介護サービス事業所  
認証評価制度認証事業所

令和元年11月11日、「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」における認証事業所として、当法人の永楽苑及び関連施設が認証されました。





秋田県民生協会は、「社会福祉宣言の町」である旧合川町に昭和40年に始まり、障害者支援施設6ヶ所、救護施設1ヶ所、老人福祉施設5ヶ所、グループホーム5ヶ所、保育所3ヶ所、公益事業4ヶ所の24施設を運営しています。

施設が集中している大野台地域は、北に白神山地、南東に森吉山が眺望され、「北欧の杜公園」をはじめ四季折々の大自然に包まれ、利用者の皆様が健康で明るく生きるよろこびをもって生活し、身近な地域で自立した生活ができることを目指しています。私たちは「施設の主役は利用者の皆様であり、職員はその援助者です」を基本としています。

日常生活への援助、日中活動支援等を行うことにより、利用者の皆様がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供します。

業務内容

社会福祉法人 秋田県民生協会 本部

“社会福祉法人秋田県民生協会”は、障害者支援施設・特別養護老人ホーム・保育所等を運営しております。施設の主役である利用者の皆様の個性を尊重し、一人ひとりが充実した日々を過ごせるよう職員一同、精一杯サポートしております。

障害者支援施設

障害者総合支援法に基づき、利用者の皆様の自己決定と選択を尊重すると共に基本的人権を擁護し、個人の多様な特性に応じた良質で安全なサービスを提供し個々の意思決定に配慮した支援を行う。

救護施設

生活保護法38条の規定により、障害の種類等を問わず支援を要する方々が共に生きる場を提供する。基本的人権を守り、利用者の皆様一人ひとりを地域の一住民として尊重しその人らしい豊かな生活が実現できるよう生活扶助を行う。

老人福祉施設

「主役は利用者の皆様であり、職員はその援助者です」を基本とし、利用者の皆様の個々の特性に配慮し、「尊厳保持」「自立支援」そして安全で穏やかな生活の場を確保できるように援助を行う。

保育所

豊かな人間性を持ち、自己を十分に発揮できる子どもを育てる。

障害福祉サービス事業

共同生活住居において、家庭的な環境の基に日常生活上の援助を行うことにより、利用者の皆様がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切な援助を行う。

公益事業

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業を行うことができます。そのため当法人では、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、高齢者生活支援施設、そして温泉施設も経営しております。



<http://aki-minsei.jp>

社会福祉法人 秋田県民生協会  
〒018-4231 秋田県北秋田市上杉字金沢162-1  
電話 0186-84-8655  
FAX 0186-84-8652



WEB用QRコード

OUR WORKS